

議案第 3 号

五ヶ瀬町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

五ヶ瀬町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年 3月 1日提出

五ヶ瀬町長 原田俊平

平成 年 月 日

五ヶ瀬町議会議長 小笠まゆみ

五ヶ瀬町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

五ヶ瀬町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「職員に前項に掲げる勤務以外の勤務」の次に「（以下「時間外勤務」という。）」を加え、「正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務」を「時間外勤務」に改める。

第7条の2を第7条の2の2とし、第7条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第7条の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1年において時間外命令を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、町長が別に定める期間において町長が定める時間及び月数

(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外を命ずる時間について720時間

ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月

2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処、重要な公務の運営上真にやむを得ない場合であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数が係る部分に限る。）の規定は、適用しない。町長が別に定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として町長が定める場合も、同様とする。

3 前2項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成31年8月31日までの間におけるこの条例による改正後の条例第7条の2第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。